

千葉県告示第1029号

千葉県霊園設置管理条例（昭和39年千葉県条例第42号）第32条第4項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条第5項の規定により告示します。

令和4年12月27日

千葉市長 神谷 俊一

1 名称

千葉県霊園

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

桜木霊園・平和公園パートナーズ

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

西武造園株式会社

代表取締役 大嶋 聡

東京都豊島区南池袋1丁目16番15号

イオンデイトライト株式会社

代表取締役 濱田 和成

大阪府中央区南船場2丁目3番2号

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで